

第7回 経営検討委員会検討資料②

答申(案)について

2016年2月8日

目次

1. 答申(案)の要約

2. 水道料金改定について

3. 水道料金体系の見直しについて

4. 附帯意見

1 答申(案)の要約

項目	決定事項
水道料金改定について	
(1) 料金改定の実施時期	原則、平成29年4月1日としました。
(2) 料金算定期間	料金改定率の決定については12年間、料金体系検討は4年間としました。
(3) 料金改定率	21.4%としました。
水道料金体系の見直しについて	
(1) 基本的事項	引き続き二部料金制、口径別料金体系及び公衆浴場用料金を採用することとしました。
(2) 基本料金・従量料金の割合	基本料金:従量料金を36:64としました。
(3) 基本料金	水道料金算定要領に基づく理論流量比による配賦方法を採用しました。
(4) 基本水量	廃止することとしました。なお、10m ³ 以下の従量料金単価に配慮する。
(5) 従量料金・逡増度	1.9から1.6程度に緩和しました。
(6) 公衆浴場用料金	4.5%で一律改定とし、基本水量の変更などは行わないこととしました。
(7) その他の検討事項	水量区画は変更せず、口径別従量料金は設定しないこととしました。
(8) 新料金表(案)	別紙のとおり
附帯意見(投資・経営の効率化、情報提供、補助施策)	

2 水道料金改定について

(1) 料金改定の実施時期

【決定事項】

- ◆ 料金改定の実施時期は、原則、平成29年4月1日としました。

【背景】

- 中長期経営計画(経営戦略)においては、料金改定を行わなかった場合、平成29年度より継続して赤字となる見込みです。
- なお、状況に応じて、最新情報による見直しが必要となる場合もあります。



【答申(案)】

中長期経営計画(経営戦略)より、平成29年度以降、継続的に純損失が見込まれることから、早期に料金改定が必要な状況にあり、実施時期は平成29年4月1日が妥当である。ただし、今後の見直しについては、現在考えられる情報に基づく見込み値であり、同計画にも4~5年ごとに見直しを実施するとしていることから、計画内容、料金体系のあり方についても、状況に応じて最新情報に基づく見直しが適宜必要であると考えられる。

(2) 料金算定期間

【決定事項】

- ◆ 料金改定率の決定にあたっての算定期間は平成29年度から平成40年度の12年間としました。
- ◆ 料金体系の決定にあたっての算定期間は、平成29年度から平成32年度の4年間としました。

【背景】

- 料金改定率については中長期経営計画(経営戦略)の計画期間終期(平成40年度)までを考慮し、算定期間は12年間(平成29～40年度)としました。なお、これを総括原価方式に落とし込んで整合性の検証・調整を行っています。
- 料金算定期間は「水道料金算定要領」(日本水道協会)で「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされています。
- 料金体系の検討にあたっては、総括原価方式によることとし、算定期間を当年度純損失が発生する平成29年度から第IV期中期経営計画の終期である平成32年度の4年間としました。

【答申(案)】

料金改定率の決定にあたっては、中長期経営計画(経営戦略)の投資・財政計画に基づき決定していることから、料金改定実施時期の平成29年度から計画期間の終期である平成40年度までの12年間とすることが適当である。なお、料金体系の設定においては、水道料金算定要領では、料金算定期間について3～5年を基準とされていることから、平成29年度から同計画の見直し時期である平成32年度までの4年間とすることが適当である。

(3) 料金改定率

【決定事項】

- ◆ 料金改定率は、21.4%としました。

【背景】

- 下表の3つの料金改定率の案から中長期経営計画(経営戦略)における経営目標を満足させる案2を採用し、料金体系の検討を進めることとしました。

No	料金改定率	H40末 現預金残高	経営目標		
			現預金	企業債	収支
案1	20.0%	33.0億	△	○	○
案2	21.4%	40.2億	○	○	○
案3	21.7%	41.7億	◎	○	○

【答申(案)】

中長期経営計画(経営戦略)の投資・財政計画における3つの経営目標を平成40年度ですべて満足させる改定率として21.4%とすることが適当である。ただし、実施時期と同様、状況に応じて最新情報等を加味した見直しを行う場合は、それらの情報に基づき算定された改定率とすることも考えられる。

3 水道料金体系の見直しについて

(1) 基本的事項(1/2)

【決定事項】

- ◆ 引き続き二部料金制及び口径別料金体系を採用することとしました。

【背景】

二部料金制について

- 水道料金算定要領では、「基本料金と従量料金に区分して設定する」こととされています。
- また、検針・集金関係費など水利用の多寡にかかわらず発生する費用や固定費の一部については、基本料金として負担を求めることとされています。

口径別料金体系について

- 水道料金算定要領では、給水管の口径別に必要となる費用に基づいて、総括原価を各口径に配賦することとされています。
- また、口径により給水管等設備の設置費用や、水の流れる量が異なる点に鑑みれば、口径に基づき基本料金の負担を求めることが合理的です。

【答申(案)】

現行の料金体系では、二部料金制、口径別料金体系(公衆浴場用を除く)を採用している。二部料金制は、基本料金と従量料金から構成され、固定費、変動費をそれぞれ基本料金、従量料金から回収することを基本としており、合理的であると判断できる。また、口径別料金体系は、基本料金を給水管の口径ごとに設定し、口径に応じて使用可能な水量に見合う基本料金とするなど、合理的な基本料金の設定が可能となると判断する。

以上のことから、二部料金制、口径別料金体系については現行の体系を継続することが適当である。

(1) 基本的事項(2/2)

【決定事項】

- ◆ 用途別料金体系として、引き続き公衆浴場用料金を採用することとしました。

【背景】

		大津市	県内他市	中核市	人口類似他市
浴場用料金の設定	あり	○	6市	40市	26市
	なし		7市	5市	5市

- 「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」第3条では、国及び地方公共団体の任務として、「公衆浴場の経営の安定を図る等必要な措置を講ずることにより、住民の公衆浴場の利用の機会の確保に努めなければならない」としています。
- 公衆浴場の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき滋賀県が統制額を指定しています。

【答申(案)】

公衆浴場用料金は、現行の料金体系において基本水量が100 m³と設定されているなど、一定量以上使用すると一般料金より低い設定となっており、「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」などの趣旨に鑑みると、公衆衛生上、一定の配慮が必要と考えられるため、公衆浴場用の料金体系を継続することが適当である。

(2) 基本料金・従量料金の割合

【決定事項】

◆ 基本・従量料金の割合は、基本料金：従量料金を36：64としました。

【背景】

- 総括原価のうち給水量にかかわらず発生するものは、原則として固定収入である基本料金で回収することが望まれます。
- また、水需要の減少が見込まれる現状において、経営の安定性を増すためにも、基本料金収入割合の増加を図ることが望まれます。
- 水道料金算定要領で示された4つの固定費按分方法のうち、基本料金収入割合の増加を図りつつ、基本料金の急激な改定を回避するため固定費の按分方法としてii法(※)を採用しました。

※ 固定費を浄水施設能力に対する平均給水量の割合で従量料金に按分する方法

【答申(案)】

水道事業は装置産業であり、費用の大部分は給水量の多寡にかかわらず必要となる固定費であるため、それらを基本料金として回収すると、有収水量が減少しても給水収益が大きく減少しない料金体系となり安定した経営が可能となる。今後、水需要の減少が予想される状況では、なるべく基本料金収入の割合を増加させる必要があるが、大幅に増加すると一般家庭の基本料金が高くなり過ぎることなどについて配慮が必要である。

現行の料金体系において、料金算定期間の(基本料金：従量料金)は(32：68)であり、水道料金算定要領に基づき施設利用率を用いて固定費を配分した方法では(36：64)となり、この結果を参考に設定することが適当である。

(3) 基本料金

【決定事項】

- ◆ 口径別基本料金の算定方法として、水道料金算定要領に基づく理論流量比による配賦方法を採用しました。

【背景】

- 基本料金収入割合(36%)を確保すべく、各口径ごとに必要となる費用に基づき、各口径へ基本料金を配賦する必要があります。
- 基本料金は、他市平均に比して低い水準にあり、口径が大きくなるほど、他市との乖離は大きくなっています。
- 水利用が少ない大口径の地下水併用利用者などは、口径に応じて必要となる費用が負担されていない状況にあります。

【答申(案)】

現行の天津市の口径別基本料金については、県内市、中核市、人口類似他市の基本料金の平均と比較すると、一部を除き天津市の方が低く設定されており、口径が大きくなるほどその差が大きくなる。口径別基本料金の配賦方法として、口径に応じたより適正な料金負担とするためには、水道料金算定要領に基づく理論流量比による配賦方法によることが適当である。

(4) 基本水量

【決定事項】

- ◆ 基本水量は、水利用を促すという役割を終えていると考えられること、基本水量以下の利用者の割合が増加している現状に鑑み、廃止することとしました。
- ◆ ただし、少量利用者の負担増に配慮して、現在基本水量内の従量料金単価を設定しました。

【背景】

- 現状では水道料金算定要領でも基本水量を付与しない料金体系が原則とされています。
- 使用水量に応じた適正な対価を求めることにより、負担の公平性に配慮した料金設定が可能となります。
- 現在基本水量内の従量料金単価の設定次第では、基本水量の廃止・引下げにより少量利用者の水道料金負担が著しく増加する可能性があります。

【答申(案)】

基本水量は、現行の料金体系では10m³とされており、基本水量までを定額とすることで水の使用を促し、公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的に設定されたものである。ところが、近年、制度導入時とは大きく社会情勢は異なり、水道の普及率がほぼ100%に達するなど、基本水量の役割は終えていると見られる。このことから基本水量は廃止することが適当である。なお、基本水量であった10m³以下の従量料金単価の設定にあたっては、急激な負担の増加とならないよう配慮することが適当である。

(5) 従量料金・逓増度

【決定事項】

- ◆ 逓増度は、使用水量の減少が見込まれる現状において安定的な料金収入の確保を図るため、逓増度を県内市平均レベル(1.6)へ緩和することとしました。
- ◆ ただし、逓増度の急激な変更は、生活用水として利用する一般家庭利用者の生活への影響が大きくなるため、緩和の程度は十分に検討しました。

【背景】

- 従量料金は使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、水道料金算定要領では原則として均一とすることとされています。
- 将来的な水需要の減少が予想される現状では、逓増度が高ければ使用水量に適用される単価の減少率が高くなり、使用水量以上の料金収入の減少を招きます。
- 本市の逓増度は、中核市平均、人口類似他市平均と比較すると概ね同水準からやや低い水準となっていますが、県内市平均と比較するとやや高い水準にあります。

【答申(案)】

従量料金は使用量に応じて回収するものであり、負担の公平性から見ると『水道料金算定要領』にもあるとおり一律とすることが望ましい。現行は逓増型料金体系となっており、逓増度(最高単価と最低単価の割合で10m³以下は除く)は1.9となっている。仮にこれを一律とすると、使用量の少ない水量区画の従量料金単価を大幅に上げる必要があり少量利用者の改定率が非常に大きくなる。

また、逓増型料金体系では、多量利用者の水需要が減少すると従量料金単価の高い水量区画の水量が減少することとなり、水需要の減少以上に給水収益の減少が大きくなることから、経営の安定性の観点からはなるべく逓増度を低く設定する必要がある。

以上のことを考慮すると、逓増度を滋賀県内市の平均値である1.6程度に緩和することが適当である。

(6) 公衆浴場用料金

【決定事項】

- ◆ 公衆浴場用料金は、公衆衛生上の観点から浴場用料金が設定されている趣旨や公衆浴場設置者の負担能力に鑑み、公衆浴場用料金の改定率を4.5%としました。
- ◆ また、公衆浴場設置者間での負担の増加率が変わらないようにするために、料金体系や基本水量は変更せず、一律改定することとしました。

【背景】

- 統制額(入浴料金)は公衆浴場設置者が設定するのではなく、滋賀県が設定することとされており、本市の料金改定にあたっては、滋賀県の統制額(入浴料金)の設定状況を考慮することが考えられます。
- 改定率としては、一般用の水道料金の平均改定率21.4%または、滋賀県が平成26年9月に改定した統制額(入浴料金)の改定率4.5%(消費税の影響除く)のいずれかが考えられます。
- 浴場用料金体系は公衆衛生上の観点から設定しています。当該趣旨からすると公衆浴場設置者間で負担の増加率が変わらないようにすることが考えられます。

【答申(案)】

公衆浴場の入浴料金は、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」に基づき滋賀県が指定していることや、公衆浴場設置者間で改定率が大きく変わらないよう配慮する必要があることから、直近(平成26年9月)の入浴料金(大人)の消費税増税の影響を除いた実質改定率4.5%で一律改定とし、基本水量の変更などは行わないことが適当である。

(7) その他検討事項

【決定事項】

- ◆ 従量料金の水量区画は変更しないこととしました。
- ◆ 口径別従量料金単価は設定しないこととしました。

【背景】

- 現行の水量区画は、家庭用については需要実態に合った水量区画となっています。
- 新たに水量区画を設けることにより、逡増度が高くなる場合があります。
- 口径別従量料金を設定し、中・大口径の逡増度を緩和した場合、中口径の利用者の改定率が大きくなることをパターンで提示しました。



【答申(案)】

その他の検討事項として、従量料金の水量区画の変更、口径別従量料金の設定について検討した。需要実態や一部利用者の改定率が大きくなることなどを考慮し、水量区画については現行のとおりとし、水量区画ごとの単価についてはすべての口径で一律とすることが適当である。

(8) 新料金表(案)

◆ 前回経営検討委員会までの議論に基づき、新料金表(案)を以下のとおり設定します。

【新料金表(案)】

(1ヶ月/税抜)

口径	基本料金 (円/月)	従量料金単価(円/m ³)					
		0-10m ³	11-30m ³	31-50m ³	51-100m ³	101-200 m ³	201m ³ 以上
13・20mm	1,040	5	149	173	195	217	240
25mm	2,030						
30・40mm	6,830						
50mm	13,900						
75mm	36,310						
100mm	81,000						
150mm	218,670						
200mm以上	460,470						
公衆浴場用※	5,820	0				63	

※ 公衆浴場用料金については、基本料金と従量料金を合わせた公衆浴場用料金全体での改定率が概ね4.5%となるように設定しています。

【答申(案)】

「2. (3)料金改定率」、「3. (1)～(7)」を踏まえ、設定した料金体系を料金表に表すと、別添「新料金表(案)」のとおりのとおりとなり、同表の考え方に沿った改定を行うことが適当である。

4 附帶意見

(1) 継続的な投資・経営の効率化の取り組み

【決定事項】

- ◆ 中長期経営計画(経営戦略)については、絶えず見直しを行い、一層のコスト縮減が図れるよう努める必要があります。

【背景】

- 料金改定により、利用者に負担を求めることから、投資・経営の効率化、健全化が大前提となります。
- 中長期経営計画(経営戦略)において、投資・経営の効率化・健全化の取り組みを掲げました。
- 中長期経営計画(経営戦略)については毎年度進捗管理を行うとともに、見直しを行うことが重要となります。



【答申(案)】

「2. (3)料金改定率」の料金改定率の根拠となる中長期経営計画(経営戦略)では、投資・経営の効率化・健全化の取り組みが記述されている。これらの取り組みについては継続的な実施と更なる効率化・健全化が望まれるため、絶えず計画内容等の見直しを行い、一層のコスト縮減が図られるよう努めること。

(2) 料金改定等に関する利用者への情報提供

【決定事項】

- ◆ 料金体系の見直し、「湖都大津・新水道ビジョン」重点実行計画や中長期経営計画(経営戦略)については、積極的な情報提供に努めることが必要です。

【背景】

- 大幅な料金体系の見直しであることから、各利用者への説明が必要となります。
- 特に中・大口径少量利用者の改定率が高いこと、基本水量を廃止したこと、に関して十分に説明する必要があります。
- 「湖都大津・新水道ビジョン」に掲げる事業を推進するとともに経営目標を達成するために料金改定を行っているため、その内容や進捗状況については、わかりやすく情報提供する必要があります。

【答申(案)】

料金体系の大幅な見直しを行っていることから、各利用者で様々な改定率となり平均改定率と異なる改定率となるものも存在する。このことから、料金改定を実施する場合は、その内容を利用者に分かりやすく情報提供するよう、周知方法、時期等について十分配慮する必要がある。また、料金改定の根拠となる「湖都大津・新水道ビジョン」重点実行計画及び中長期経営計画(経営戦略)の内容やその進捗状況など、水道事業の概要や経営の情報について、ホームページや広報紙などのあらゆる媒体を活用した情報提供に努めること。

(3) 料金改定に伴う補助施策

【決定事項】

- ◆ 「給水管減径補助金制度」などの導入の必要性について検討する必要があります。

【背景】

- 中・大口径少量利用者の改定率は非常に高くなります。
- これら利用者は利用量が少ないため、給水管を減径することで基本料金負担を下げるができますが、そのためには利用者が減径工事費用を負担する必要があります。



【答申(案)】

「3. (7)新料金表(案)」に基づき、各給水管口径・使用量における改定率を見ると、大口径で少量利用の場合、改定率が大きくなる。この対策として給水管の減径工事を実施することが考えられるが、工事費用が必要となるため、「給水管減径補助金制度」などの必要性等について検討すること。